

宗 像 市 ・ 玄 海 町 課 題 調 整 案

[様 式 2]

協議項目第18号	一般職職員の身分
----------	----------

調 整 内 容	<p>(調整案)</p> <p>2市町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、引き続き新市の職員としての身分を保有するものとする。</p>
---------	---

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	調 整 の 具 体 的 内 容																																																						
<p>職員定数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">条例定数</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">実職員数</td> </tr> <tr> <td>・市長の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">266人</td> <td style="text-align: center;">266人</td> </tr> <tr> <td>・議会の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">6人</td> <td style="text-align: center;">6人</td> </tr> <tr> <td>・教育委員会の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">64人</td> <td style="text-align: center;">60人</td> </tr> <tr> <td>・監査委員の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td>・農業委員会の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td>・上下水道部の職員</td> <td style="text-align: center;">33人</td> <td style="text-align: center;">32人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">定数計</td> <td style="text-align: center;">376人</td> <td style="text-align: center;">371人</td> </tr> </table> <p>派遣職員</p> <p>(定数内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古賀市外1市4町じん介処理組合 3人 ・(財)福岡県市町村研究所 1人 <p>(定数外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人宗像市総合公園管理公社 15人 ・宗像市観光協会 4人 ・社会福祉法人宗像市社会福祉協議会 1人 ・日本赤十字九州国際看護大学 1人 <p>派遣受入</p> <p>(定数内)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">・社会教育主事</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">1人</td> <td style="width: 15%;">県教育委員会</td> </tr> <tr> <td>・教育主事</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td>県教育委員会</td> </tr> <tr> <td>・農業振興課長</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td>県庁</td> </tr> </table>		条例定数	実職員数	・市長の事務局の職員	266人	266人	・議会の事務局の職員	6人	6人	・教育委員会の事務局の職員	64人	60人	・監査委員の事務局の職員	4人	4人	・農業委員会の事務局の職員	3人	3人	・上下水道部の職員	33人	32人	定数計	376人	371人	・社会教育主事	1人	県教育委員会	・教育主事	1人	県教育委員会	・農業振興課長	1人	県庁	<p>職員定数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">条例定数</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">実職員数</td> </tr> <tr> <td>・町長の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">77人</td> <td style="text-align: center;">77人</td> </tr> <tr> <td>・議会の事務局職員</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>・教育委員会の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">11人</td> <td style="text-align: center;">11人</td> </tr> <tr> <td>・教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員</td> <td style="text-align: center;">17人</td> <td style="text-align: center;">16人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">定数計</td> <td style="text-align: center;">107人</td> <td style="text-align: center;">106人</td> </tr> </table> <p>派遣職員</p> <p>(定数内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古賀市外1市4町じん介処理組合 2人 ・福岡県介護保険広域連合 2人 <p>派遣受入</p> <p>(定数外)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">・上下水道課下水道主任</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">1名</td> <td style="width: 15%;">福岡市</td> </tr> </table>		条例定数	実職員数	・町長の事務局の職員	77人	77人	・議会の事務局職員	2人	2人	・教育委員会の事務局の職員	11人	11人	・教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員	17人	16人	定数計	107人	106人	・上下水道課下水道主任	1名	福岡市	<p>職員の定数については、新市の定員適正化計画を定めて、定員管理の適正化に努めるものとする。</p>
	条例定数	実職員数																																																						
・市長の事務局の職員	266人	266人																																																						
・議会の事務局の職員	6人	6人																																																						
・教育委員会の事務局の職員	64人	60人																																																						
・監査委員の事務局の職員	4人	4人																																																						
・農業委員会の事務局の職員	3人	3人																																																						
・上下水道部の職員	33人	32人																																																						
定数計	376人	371人																																																						
・社会教育主事	1人	県教育委員会																																																						
・教育主事	1人	県教育委員会																																																						
・農業振興課長	1人	県庁																																																						
	条例定数	実職員数																																																						
・町長の事務局の職員	77人	77人																																																						
・議会の事務局職員	2人	2人																																																						
・教育委員会の事務局の職員	11人	11人																																																						
・教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員	17人	16人																																																						
定数計	107人	106人																																																						
・上下水道課下水道主任	1名	福岡市																																																						

宗像市・玄海町課題調整案

[様式 2]

協議項目第18号	一般職職員の身分
----------	----------

調整内容

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容																																																																				
<p>職制</p> <table border="1"> <tr> <th>組織</th> <th>職名</th> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>部長・理事</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>課長・所長・室長・参事</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>主任係長・係長・主任主査</td> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>主査・主任主事・主事・技師・主事補 技師補・保健婦・看護婦・栄養士 管理栄養士</td> </tr> </table> <p>給与</p> <p>給料表 ・行政職給与表 1級～9級</p> <p>初任給 ・一般職 正規試験 初級 高卒 1級4号 大卒 1級8号 その他(選考、推薦) 高卒 1級3号 ・その他の職員 正規試験 高卒 1級4号</p> <p>級別職務分類表 一般職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書、主事補、技師補</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書、主事補、技師補</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>高度な知識又は経験を必要とする主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>主任主事、主任技師、主任保健婦、主任看護婦、主任栄養士、主任管理栄養士、主任図書司書</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>主査</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>係長、出張所長、主任主査</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>課長、局長、所長、室長、館長、場長、参事、指導主事、主任係長</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>課長、局長、所長、室長、館長、場長、参事、指導主事</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>部長、議会事務局長、理事</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職名	部長級	部長・理事	課長級	課長・所長・室長・参事	係長級	主任係長・係長・主任主査	一般職	主査・主任主事・主事・技師・主事補 技師補・保健婦・看護婦・栄養士 管理栄養士	職務の級	職務の名称	1級	主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書、主事補、技師補	2級	主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書、主事補、技師補	3級	高度な知識又は経験を必要とする主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書	4級	主任主事、主任技師、主任保健婦、主任看護婦、主任栄養士、主任管理栄養士、主任図書司書	5級	主査	6級	係長、出張所長、主任主査	7級	課長、局長、所長、室長、館長、場長、参事、指導主事、主任係長	8級	課長、局長、所長、室長、館長、場長、参事、指導主事	9級	部長、議会事務局長、理事	<p>職制</p> <table border="1"> <tr> <th>組織</th> <th>職名</th> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>課長・室長・参事・局長・主幹</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>主任・幼稚園主任教諭</td> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>主査・主事・主事補・保健婦・栄養士 幼稚園教諭</td> </tr> </table> <p>給与</p> <p>給料表 ・行政職給与表 1級～8級 ・労務職給与表 1級～5級 ・海事職給与表 1級～5級</p> <p>初任給 ・一般職 正規試験 初級 高卒 1級3号 大卒 1級7号 その他(選考、推薦) 高卒 1級2号 ・その他の職員 労務職 正規試験 高卒 1級6号 海事職 正規試験 高卒 1級3号</p> <p>級別職務分類表 一般職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>主事補、栄養士、保健婦又は幼稚園の教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>主事、栄養士、保健婦又は幼稚園の教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>相当高度の知識又は経験を必要とする主事、栄養士、保健婦又は幼稚園の教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>主査の職務、高度の知識又は経験を必要とする栄養士、保健婦、又は幼稚園の教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>主任又は幼稚園の主任教諭の職務、相当困難な業務を所掌する主査の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする栄養士、保健婦又は幼稚園の教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>困難な業務を所掌する主任、主査又は幼稚園の主任教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>課長、局長、室長、主幹又は参事の職務</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>困難な業務を所掌する課長、局長、室長、主幹又は参事の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>労務職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>自動車運転手、調理員、用務員</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>自動車運転手、調理員、用務員で相当の経験を必要とする職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>自動車運転手、調理員、用務員で相当の経験と困難を伴う職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>自動車運転手、調理員で高度の技能と多年の経験を必要とする職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>高度の技術と多年の経験を必要とする自動車運転手、調理員の職務</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職名	課長級	課長・室長・参事・局長・主幹	係長級	主任・幼稚園主任教諭	一般職	主査・主事・主事補・保健婦・栄養士 幼稚園教諭	職務の級	職務の名称	1級	主事補、栄養士、保健婦又は幼稚園の教諭の職務	2級	主事、栄養士、保健婦又は幼稚園の教諭の職務	3級	相当高度の知識又は経験を必要とする主事、栄養士、保健婦又は幼稚園の教諭の職務	4級	主査の職務、高度の知識又は経験を必要とする栄養士、保健婦、又は幼稚園の教諭の職務	5級	主任又は幼稚園の主任教諭の職務、相当困難な業務を所掌する主査の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする栄養士、保健婦又は幼稚園の教諭の職務	6級	困難な業務を所掌する主任、主査又は幼稚園の主任教諭の職務	7級	課長、局長、室長、主幹又は参事の職務	8級	困難な業務を所掌する課長、局長、室長、主幹又は参事の職務	職務の級	職務の名称	1級	自動車運転手、調理員、用務員	2級	自動車運転手、調理員、用務員で相当の経験を必要とする職務	3級	自動車運転手、調理員、用務員で相当の経験と困難を伴う職務	4級	自動車運転手、調理員で高度の技能と多年の経験を必要とする職務	5級	高度の技術と多年の経験を必要とする自動車運転手、調理員の職務	<p>職制区分、職名については、新市の級別職務分類表を定めて統一を図る。</p> <p>職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法の原則に照らしながら統一を図る。 職員の給料については、適切な職員の処遇を行うための計画を速やかに立案し、具体的な実施に当たっては、新市において財政状況を考慮しつつ段階的に調整し統一を図るものとする。 なお、現に支給されている給料を保証するとともに、職責に応じた給料の支給となるようにすることを原則とする。</p>
組織	職名																																																																					
部長級	部長・理事																																																																					
課長級	課長・所長・室長・参事																																																																					
係長級	主任係長・係長・主任主査																																																																					
一般職	主査・主任主事・主事・技師・主事補 技師補・保健婦・看護婦・栄養士 管理栄養士																																																																					
職務の級	職務の名称																																																																					
1級	主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書、主事補、技師補																																																																					
2級	主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書、主事補、技師補																																																																					
3級	高度な知識又は経験を必要とする主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書																																																																					
4級	主任主事、主任技師、主任保健婦、主任看護婦、主任栄養士、主任管理栄養士、主任図書司書																																																																					
5級	主査																																																																					
6級	係長、出張所長、主任主査																																																																					
7級	課長、局長、所長、室長、館長、場長、参事、指導主事、主任係長																																																																					
8級	課長、局長、所長、室長、館長、場長、参事、指導主事																																																																					
9級	部長、議会事務局長、理事																																																																					
組織	職名																																																																					
課長級	課長・室長・参事・局長・主幹																																																																					
係長級	主任・幼稚園主任教諭																																																																					
一般職	主査・主事・主事補・保健婦・栄養士 幼稚園教諭																																																																					
職務の級	職務の名称																																																																					
1級	主事補、栄養士、保健婦又は幼稚園の教諭の職務																																																																					
2級	主事、栄養士、保健婦又は幼稚園の教諭の職務																																																																					
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする主事、栄養士、保健婦又は幼稚園の教諭の職務																																																																					
4級	主査の職務、高度の知識又は経験を必要とする栄養士、保健婦、又は幼稚園の教諭の職務																																																																					
5級	主任又は幼稚園の主任教諭の職務、相当困難な業務を所掌する主査の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする栄養士、保健婦又は幼稚園の教諭の職務																																																																					
6級	困難な業務を所掌する主任、主査又は幼稚園の主任教諭の職務																																																																					
7級	課長、局長、室長、主幹又は参事の職務																																																																					
8級	困難な業務を所掌する課長、局長、室長、主幹又は参事の職務																																																																					
職務の級	職務の名称																																																																					
1級	自動車運転手、調理員、用務員																																																																					
2級	自動車運転手、調理員、用務員で相当の経験を必要とする職務																																																																					
3級	自動車運転手、調理員、用務員で相当の経験と困難を伴う職務																																																																					
4級	自動車運転手、調理員で高度の技能と多年の経験を必要とする職務																																																																					
5級	高度の技術と多年の経験を必要とする自動車運転手、調理員の職務																																																																					

宗像市・玄海町課題調整案

[様式 2]

協議項目第18号	一般職職員の身分
----------	----------

調整内容	
------	--

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容																																																																							
<p>諸手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職手当 <table border="0"> <tr> <td>部長、議会事務局長、理事</td> <td>給料月額</td> <td>100分の16</td> </tr> <tr> <td>課長、参事</td> <td>給料月額</td> <td>100分の13</td> </tr> </table> 管理職特別手当 <table border="0"> <tr> <td>部長、議会事務局長、理事</td> <td>1回につき</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>課長、参事</td> <td>1回につき</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> 扶養手当 <table border="0"> <tr> <td>配偶者</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族(子、父母等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2人まで</td> <td>それぞれ5,500円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族でない配偶者がある場合</td> <td>その内1人だけ 6,500円</td> </tr> <tr> <td>配偶者がいない場合</td> <td>その内1人だけ 11,000円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養(16歳~22歳)</td> <td>1人につき 5,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の扶養親族</td> <td>1人につき 2,000円</td> </tr> </table> 調整手当 <table border="0"> <tr> <td></td> <td>100分の6</td> </tr> </table> 住居手当 <p>借家 (月額12,000円を超える家賃を支払っているもの)</p> <table border="0"> <tr> <td>月額23,000円以下</td> <td>家賃の月額から12,000円を控除した額</td> </tr> <tr> <td>月額23,000円以上</td> <td>家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その額が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額</td> </tr> </table> 持ち家 <table border="0"> <tr> <td>世帯主で自らの所有に係る住宅に居住する者は</td> <td>月額2,500円</td> </tr> </table> 	部長、議会事務局長、理事	給料月額	100分の16	課長、参事	給料月額	100分の13	部長、議会事務局長、理事	1回につき	8,000円	課長、参事	1回につき	6,000円	配偶者	16,000円	扶養親族(子、父母等)		2人まで	それぞれ5,500円	扶養親族でない配偶者がある場合	その内1人だけ 6,500円	配偶者がいない場合	その内1人だけ 11,000円	特定扶養(16歳~22歳)	1人につき 5,000円	その他の扶養親族	1人につき 2,000円		100分の6	月額23,000円以下	家賃の月額から12,000円を控除した額	月額23,000円以上	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その額が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額	世帯主で自らの所有に係る住宅に居住する者は	月額2,500円	<p>海事職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職務の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>甲板員、機関員</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う甲板員又は機関員の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う甲板員又は機関員の職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>船長・機関長及び特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う甲板員又は機関員の職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>船長、特に高度の知識と長い経験を有する機関長の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>諸手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職手当 <table border="0"> <tr> <td>課長、議会事務局長、室長、参事</td> <td>給料月額</td> <td>7級</td> <td>100分の11</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8級</td> <td>100分の13</td> </tr> </table> 管理職特別手当 <table border="0"> <tr> <td>課長、議会事務局長、室長、参事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間~3時間未満</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>3時間~6時間未満</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>12,000円</td> </tr> </table> 扶養手当 <table border="0"> <tr> <td>同左</td> </tr> </table> 調整手当 <table border="0"> <tr> <td></td> <td>100分の3</td> </tr> </table> 住居手当 <table border="0"> <tr> <td>借家</td> <td>同左</td> </tr> </table> 持ち家 <table border="0"> <tr> <td>世帯主で自らの所有に係る住宅に居住する者は</td> <td>月額1,000円</td> </tr> <tr> <td>(新築又は購入後5年間は)</td> <td>月額2,500円</td> </tr> </table> 		職務の名称	1級	甲板員、機関員	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う甲板員又は機関員の職務	3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う甲板員又は機関員の職務	4級	船長・機関長及び特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う甲板員又は機関員の職務	5級	船長、特に高度の知識と長い経験を有する機関長の職務	課長、議会事務局長、室長、参事	給料月額	7級	100分の11			8級	100分の13	課長、議会事務局長、室長、参事		1時間~3時間未満	4,000円	3時間~6時間未満	8,000円	6時間以上	12,000円	同左		100分の3	借家	同左	世帯主で自らの所有に係る住宅に居住する者は	月額1,000円	(新築又は購入後5年間は)	月額2,500円	
部長、議会事務局長、理事	給料月額	100分の16																																																																							
課長、参事	給料月額	100分の13																																																																							
部長、議会事務局長、理事	1回につき	8,000円																																																																							
課長、参事	1回につき	6,000円																																																																							
配偶者	16,000円																																																																								
扶養親族(子、父母等)																																																																									
2人まで	それぞれ5,500円																																																																								
扶養親族でない配偶者がある場合	その内1人だけ 6,500円																																																																								
配偶者がいない場合	その内1人だけ 11,000円																																																																								
特定扶養(16歳~22歳)	1人につき 5,000円																																																																								
その他の扶養親族	1人につき 2,000円																																																																								
	100分の6																																																																								
月額23,000円以下	家賃の月額から12,000円を控除した額																																																																								
月額23,000円以上	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その額が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額																																																																								
世帯主で自らの所有に係る住宅に居住する者は	月額2,500円																																																																								
	職務の名称																																																																								
1級	甲板員、機関員																																																																								
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う甲板員又は機関員の職務																																																																								
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う甲板員又は機関員の職務																																																																								
4級	船長・機関長及び特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う甲板員又は機関員の職務																																																																								
5級	船長、特に高度の知識と長い経験を有する機関長の職務																																																																								
課長、議会事務局長、室長、参事	給料月額	7級	100分の11																																																																						
		8級	100分の13																																																																						
課長、議会事務局長、室長、参事																																																																									
1時間~3時間未満	4,000円																																																																								
3時間~6時間未満	8,000円																																																																								
6時間以上	12,000円																																																																								
同左																																																																									
	100分の3																																																																								
借家	同左																																																																								
世帯主で自らの所有に係る住宅に居住する者は	月額1,000円																																																																								
(新築又は購入後5年間は)	月額2,500円																																																																								

宗像市・玄海町課題調整案

[様式 2]

協議項目第18号	一般職職員の身分
----------	----------

調整内容

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容																																																																																																	
<p>・通勤手当</p> <table> <tr> <td>交通機関利用</td> <td>全額支給</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通用具利用</td> <td>2キロ未満</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2キロ～3キロ</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3キロ以上</td> <td>1キロごと700円</td> </tr> </table> <p>・時間外勤務手当</p> <table> <tr> <td>時間当り単価</td> <td>本俸×1.06×12/2015</td> </tr> <tr> <td>通常</td> <td>125/100</td> </tr> <tr> <td>深夜</td> <td>150/100、160/100</td> </tr> <tr> <td>週休日、祝日</td> <td>135/100</td> </tr> </table> <p>* 週休日の時間外勤務については、原則として半日単位で振替</p> <p>・期末手当</p> <table> <tr> <td>支給日</td> <td>支給率</td> </tr> <tr> <td>3月15日</td> <td>100分の55</td> </tr> <tr> <td>6月30日</td> <td>100分の145</td> </tr> <tr> <td>12月10日</td> <td>100分の175</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100分の375</td> </tr> </table> <p>・勤勉手当</p> <table> <tr> <td>支給日</td> <td>支給率</td> </tr> <tr> <td>6月30日</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>12月10日</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100分の120</td> </tr> </table>	交通機関利用	全額支給		交通用具利用	2キロ未満	1,000円		2キロ～3キロ	2,200円		3キロ以上	1キロごと700円	時間当り単価	本俸×1.06×12/2015	通常	125/100	深夜	150/100、160/100	週休日、祝日	135/100	支給日	支給率	3月15日	100分の55	6月30日	100分の145	12月10日	100分の175	計	100分の375	支給日	支給率	6月30日	100分の60	12月10日	100分の60	計	100分の120	<p>・通勤手当</p> <table> <tr> <td>交通機関利用</td> <td>全額支給</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通用具利用</td> <td>2キロ未満</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2キロ～5キロ未満</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5キロ～10キロ未満</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10キロ～15キロ未満</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15キロ～20キロ未満</td> <td>8,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20キロ～25キロ未満</td> <td>11,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25キロ～30キロ未満</td> <td>13,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30キロ～35キロ未満</td> <td>16,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35キロ～40キロ未満</td> <td>18,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40キロ以上</td> <td>20,900円</td> </tr> </table> <p>・時間外勤務手当</p> <table> <tr> <td>時間当り単価</td> <td>本俸×1.03×12/2015</td> </tr> <tr> <td>通常</td> <td>125/100</td> </tr> <tr> <td>深夜</td> <td>150/100</td> </tr> <tr> <td>週休日、祝日</td> <td>135/100</td> </tr> </table> <p>* 週休日の時間外勤務については、原則として半日単位で振替</p> <p>・期末手当</p> <table> <tr> <td>支給日</td> <td>支給率</td> </tr> <tr> <td>3月10日</td> <td>100分の55</td> </tr> <tr> <td>6月30日</td> <td>100分の145</td> </tr> <tr> <td>12月10日</td> <td>100分の175</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100分の375</td> </tr> </table> <p>・勤勉手当</p> <table> <tr> <td>支給日</td> <td>支給率</td> </tr> <tr> <td>6月30日</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>12月10日</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100分の120</td> </tr> </table>	交通機関利用	全額支給		交通用具利用	2キロ未満	2,000円		2キロ～5キロ未満	3,200円		5キロ～10キロ未満	4,200円		10キロ～15キロ未満	6,500円		15キロ～20キロ未満	8,900円		20キロ～25キロ未満	11,300円		25キロ～30キロ未満	13,700円		30キロ～35キロ未満	16,100円		35キロ～40キロ未満	18,500円		40キロ以上	20,900円	時間当り単価	本俸×1.03×12/2015	通常	125/100	深夜	150/100	週休日、祝日	135/100	支給日	支給率	3月10日	100分の55	6月30日	100分の145	12月10日	100分の175	計	100分の375	支給日	支給率	6月30日	100分の60	12月10日	100分の60	計	100分の120	
交通機関利用	全額支給																																																																																																		
交通用具利用	2キロ未満	1,000円																																																																																																	
	2キロ～3キロ	2,200円																																																																																																	
	3キロ以上	1キロごと700円																																																																																																	
時間当り単価	本俸×1.06×12/2015																																																																																																		
通常	125/100																																																																																																		
深夜	150/100、160/100																																																																																																		
週休日、祝日	135/100																																																																																																		
支給日	支給率																																																																																																		
3月15日	100分の55																																																																																																		
6月30日	100分の145																																																																																																		
12月10日	100分の175																																																																																																		
計	100分の375																																																																																																		
支給日	支給率																																																																																																		
6月30日	100分の60																																																																																																		
12月10日	100分の60																																																																																																		
計	100分の120																																																																																																		
交通機関利用	全額支給																																																																																																		
交通用具利用	2キロ未満	2,000円																																																																																																	
	2キロ～5キロ未満	3,200円																																																																																																	
	5キロ～10キロ未満	4,200円																																																																																																	
	10キロ～15キロ未満	6,500円																																																																																																	
	15キロ～20キロ未満	8,900円																																																																																																	
	20キロ～25キロ未満	11,300円																																																																																																	
	25キロ～30キロ未満	13,700円																																																																																																	
	30キロ～35キロ未満	16,100円																																																																																																	
	35キロ～40キロ未満	18,500円																																																																																																	
	40キロ以上	20,900円																																																																																																	
時間当り単価	本俸×1.03×12/2015																																																																																																		
通常	125/100																																																																																																		
深夜	150/100																																																																																																		
週休日、祝日	135/100																																																																																																		
支給日	支給率																																																																																																		
3月10日	100分の55																																																																																																		
6月30日	100分の145																																																																																																		
12月10日	100分の175																																																																																																		
計	100分の375																																																																																																		
支給日	支給率																																																																																																		
6月30日	100分の60																																																																																																		
12月10日	100分の60																																																																																																		
計	100分の120																																																																																																		

宗像市・玄海町課題調整案

[様式 2]

協議項目第18号	一般職職員の身分
----------	----------

調 整 内 容

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	調 整 の 具 体 的 内 容
<p>・特殊勤務手当 恒常的に支給されているもの 徴収事務に従事する職員 月額 3,000円 (税務課管理納税係、水道課料金係) 生活保護のケ-スワ-カ- 月額 5,000円 (福祉事務所保護係) 業務が発生した際に支給されるもの 感染症防疫作業従事 日額 400円 有害薬品による害虫防除作業従事 日額 400円 行旅病人の救護作業 一件 1,000円 行旅死亡人の死体措置 一件 10,000円 精神病患者取扱い作業従事 日額 400円</p> <p>ラスパイルス指数 平成8年度 102.4 平成11年度 102.0 平成9年度 101.9 平成12年度 100.7 平成10年度 102.4</p> <p>平均給与(平成12年4月1日) 一般行政職 平均年齢 41.1歳 平均給料(月額) 349,110円 平均給与(月額) 405,065円</p> <p>勤務条件 勤務時間 ・1週間の勤務時間 38時間45分 ・1日の勤務時間 午前8時30分～午後5時まで 12時～12時15分まで 休憩時間 12時15分～13時まで 休憩時間 休暇 休暇の種類 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇 組合休暇 ・年次有給休暇 年次有給休暇の管理は暦年で行い、休暇の単位は1日、半日 2時間とする。年次有給休暇は20日とし、最大20日を限度とす る。 育児休業 職員の育児休業等に関する条例、施行規則による (地方公務員育児休業法に基づく)</p>	<p>・特殊勤務手当 恒常的に支給されているもの 徴収事務に従事する職員 月額 2,000円 (税務課) 船長手当 月額 2,000円</p> <p>業務が発生した際に支給されるもの 感染症防疫作業従事 日額 400円 結核看護手当 日額 1,000円</p> <p>ラスパイルス指数 平成8年度 97.7 平成11年度 96.8 平成9年度 98.6 平成12年度 96.2 平成10年度 96.1</p> <p>平均給与(平成12年4月1日) 一般行政職 平均年齢 40.1歳 平均給料(月額) 331,765円 平均給与(月額) 374,074円</p> <p>勤務条件 勤務時間 同 左 休暇 休暇の種類 同 左 ・年次有給休暇 年次有給休暇の管理は暦年で行い、休暇の単位は1日、半日 1時間とする。年次有給休暇は20日とし、最大20日を限度とす る。 育児休業 同 左</p>	